

令和7年3月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	議案第 1 号	五領受水場浄水処理施設解体工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 5 2 7, 6 7 0, 0 0 0 円 < 契 約 先 > 前田岩特定建設工事共同企業体 < 工 事 内 容 > 解体工事 五領受水場ポンプ室・管理棟（ＲＣ造、地上２階、延べ面積約 6 4 0 ㎡） 五領受水場浄水池（ＲＣ造、地上約 3 ｍ、建築面積約 4 6 0 ㎡） 五領受水場沈殿池（ＲＣ造、地上約 8 ｍ、建築面積約 8 8 0 ㎡） 五領受水場着水井（ＲＣ造、地上約 9 ｍ、建築面積約 5 0 ㎡） 五領受水場急速濾過池（ＲＣ造、地上約 8 ｍ、建築面積約 2 5 0 ㎡） 洗浄排水貯留槽（ＲＣ造、地下約 5 ｍ、建築面積約 6 0 ㎡） 雨水貯留槽（ＲＣ造、地下約 4 ｍ、建築面積約 1 1 0 ㎡） 旧農地整地工事（面積約 7 8 0 ㎡） < 工 期 > 議決日から令和 8 年 1 0 月 3 0 日まで
2	議案第 2 号	高槻市立葬祭センター空調設備等最適化事業契約締結について	< 契 約 金 額 > 1 8 4, 2 5 0, 0 0 0 円 < 契 約 先 > 東テク株式会社大阪支店 < 事 業 内 容 > 設計・施工業務 空調設備の高効率化、全照明設備のＬＥＤ化 維持管理業務 空調設備等の性能検証・維持管理業務 < 契 約 の 期 間 > 議決日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
3	議案第 3 号	高槻市保健所・高槻市立総合保健福祉センター空調設備等最適化事業契約締結について	< 契 約 金 額 > 3 4 7, 6 0 0, 0 0 0 円 < 契 約 先 > 東テク株式会社大阪支店 < 事 業 内 容 > 設計・施工業務 空調設備の高効率化、全照明設備のＬＥＤ化 維持管理業務 空調設備等の性能検証・維持管理業務 < 契 約 の 期 間 > 議決日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
4	議案第 4 号	高槻市立中学校教師用指導書購入契約締結について	< 契 約 金 額 > 44,641,630円 < 契 約 先 > 有限会社長束興文堂 < 契 約 概 要 > 中学校教師用指導書1,011冊 < 納 期 > 令和7年4月4日まで
5	議案第 5 号	令和6年度高槻市一般会計補正予算（第6号）	< 補 正 額 > 3,543,597千円 < 補正後の総額 > 151,281,466千円 < 継 続 費 補 正 > 富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備事業の総額及び年割額の補正 (補正前) 総額 1,223,496千円 5年度 270,496千円 6年度 953,000千円 (補正後) 1,132,487千円 270,496千円 861,991千円 < 繰越明許費補正 > 別表繰越明許費補正のとおり < 地 方 債 補 正 > 1,516,600千円 (7ページ参照)
6	議案第 6 号	令和6年度高槻市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	< 補 正 額 > △118,044千円 < 補正後の総額 > 35,638,389千円 (8ページ参照)
7	議案第 7 号	令和6年度高槻市介護保険特別会計補正予算（第2号）	< 補 正 額 > △465,364千円 < 補正後の総額 > 36,286,279千円 (8ページ参照)
8	議案第 8 号	令和6年度高槻市財産区会計補正予算（第2号）	< 補 正 額 > 17,999千円 < 補正後の総額 > 4,639,924千円 (8ページ参照)
9	議案第 9 号	令和6年度高槻市下水道等事業会計補正予算（第2号）	< 項 目 > 収益的収入 収益的支出 資本的収入 資本的支出 < 企 業 債 補 正 > < 補 正 額 > 166,788千円 △121,364千円 △135,977千円 △149,332千円 △161,600千円 < 補正後の総額 > 9,176,821千円 8,697,200千円 1,822,941千円 4,807,427千円 (8ページ参照)

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容		
10	議案第 10 号	令和6年度高槻市自動車運送事業会計補正予算（第2号）	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >
			収益的収入	△6,346千円	3,901,925千円
			資本的収入	10,952千円	34,155千円
					(8ページ参照)
11	議案第 11 号	令和6年度高槻市水道事業会計補正予算（第3号）	< 項 目 >	< 補 正 額 >	< 補正後の総額 >
			資本的収入	40,331千円	721,841千円
			資本的支出	308,489千円	2,913,815千円
					(8ページ参照)
12	議案第 12 号	高槻市行政不服等審査会条例及び高槻市議会個人情報保護に関する条例中一部改正について	< 令和7年3月市議会提出予定条例議案概要（委員会付託分）のとおりに > (10～18ページ参照)		
13	議案第 13 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について			
14	議案第 14 号	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について			
15	議案第 15 号	高槻市職員の退職手当に関する条例中一部改正について			
16	議案第 16 号	高槻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正について			
17	議案第 17 号	高槻市道路移動等円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準を定める条例中一部改正について			
18	議案第 18 号	高槻市手数料条例及び高槻市建築基準法施行条例中一部改正について			
19	議案第 19 号	高槻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正について			
20	議案第 20 号	高槻市立自転車駐車場条例及び道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例中一部改正について			

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容	
21	議案第 21 号	高槻市下水道条例中一部改正について	<令和7年3月市議会提出予定条例議案概要（委員会付託分）のとおりに （10～18ページ参照）	
22	議案第 22 号	高槻市国民健康保険条例中一部改正について		
23	議案第 23 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について		
24	議案第 24 号	高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について		
25	議案第 25 号	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例中一部改正について		
26	議案第 26 号	高槻市水道事業条例中一部改正について		
27	議案第 27 号	高槻市附属機関設置条例中一部改正について		
28	議案第 28 号	高槻市道路線の認定及び廃止について	< 認 定 > 塚原516号線 ほか12路線 1,325.62m < 廃 止 > 別所中の町6号線 ほか2路線 632.98m	
29	議案第 29 号	令和7年度高槻市一般会計予算	< 総 額 > 149,463,564千円 < 継 続 費 > 高槻城公園整備事業（北エリア）の総額及び年割額の設定 総額 2,300,000千円 7年度 700,000千円 8年度 1,600,000千円 小学校エレベーター設置事業の総額及び年割額の設定 総額 290,100千円 7年度 171,900千円 8年度 118,200千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおりに < 地 方 債 > 5,903,800千円	令和7年度主要予算内容を参照については

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容	
30	議案第 30 号	令和7年度高槻市国民健康保険特別会計予算	< 総 額 > 33,416,508千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおり	令和7年度主要予算内容については
31	議案第 31 号	令和7年度高槻市介護保険特別会計予算	< 総 額 > 37,628,280千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおり	
32	議案第 32 号	令和7年度高槻市後期高齢者医療特別会計予算	< 総 額 > 8,171,826千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおり	
33	議案第 33 号	令和7年度高槻市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	< 総 額 > 164,224千円	
34	議案第 34 号	令和7年度高槻市財産区会計予算	< 総 額 > 4,484,976千円	
35	議案第 35 号	令和7年度高槻市下水道等事業会計予算	< 項 目 > < 総 額 > 収益的收入 8,934,018千円 収益的支出 8,859,423千円 資本的收入 1,880,126千円 資本的支出 4,659,225千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおり < 企 業 債 > 1,147,400千円	
36	議案第 36 号	令和7年度高槻市自動車運送事業会計予算	< 項 目 > < 総 額 > 収益的收入 3,915,528千円 収益的支出 4,004,948千円 資本的收入 31,418千円 資本的支出 940,235千円 < 債務負担行為 > 別表債務負担行為のとおり < 企 業 債 > 20,100千円	
37	議案第 37 号	令和7年度高槻市水道事業会計予算	< 項 目 > < 総 額 > 収益的收入 6,850,451千円 収益的支出 5,988,109千円 資本的收入 729,630千円 資本的支出 2,379,981千円 < 企 業 債 > 520,000千円	

令和6年度3月補正予算主要内容

種 別	事 業 名 等	補正額(千円)	主 要 内 容						種 別	事 業 名 等	補正額(千円)	主 要 内 容						
一 般 会 計 歳 出									一 般 会 計 入 歳	配当割交付金	364,000	決算見込みによる増						
総合戦略部	(仮称) 富田地区複合施設等整備	△ 9,157	基本計画策定に係る委託料の減							株式等譲渡所得割交付金	680,000	決算見込みによる増						
健康福祉部	障がい者自立支援給付	489,897	生活介護及び就労継続支援に係る扶助費の増							地方消費税交付金	300,000	決算見込みによる増						
	自立支援医療費給付	61,766	自立支援医療に係る扶助費の増							地方交付税	1,411,259	国の補正予算による普通交付税の増						
子 ども 未 来 部	子ども医療助成	111,800	子ども医療助成に係る扶助費の増							国庫支出金	399,264	デジタル田園都市国家構想交付金						36,459
	認定こども園整備	168,361	●市立幼稚園の認定こども園化に伴う内部改修（2園）								物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（推奨事業メニュー分）						47,936	
	施設型保育給付	669,408	民間認定こども園等の保育給付費の増								障がい者自立支援事業費負担金						211,000	
	地域型保育給付	157,559	小規模保育事業所等の保育給付費の増								子どものための教育・保育給付交付金						523,160	
	保健衛生総務管理	1,540	妊婦のための支援給付の法制化に伴うシステム改修								学校施設環境改善交付金						511,685	
	予防接種	250,000	子宮頸がんワクチン接種に係る委託料の増								など							
都市創造部	道路施設長寿命化	39,540	●道路附属物点検及び舗装工事							府支出金	△ 209,664	障がい者自立支援事業費負担金						105,500
街 に ぎ わ い 部	関西将棋会館建設支援	542,174	関西将棋会館建設に係る補助								子どものための教育・保育給付費負担金						169,980	
											地域医療介護総合確保基金事業費補助金						△ 151,476	
						など												
教育委員会	学校校舎改修	1,190,982	●大規模改修、運動場改修工事など（小学校15校 中学校1校）							寄附金	110,431	消防費寄附金						85,000
	学校エレベーター設置	43,681	●設置に係る附帯工事（小学校2校）									諸寄附金						22,320
	学校トイレ整備	794,000	●工事（小学校13校16か所 中学校5校9か所）									など						
消 防 本 部	消防施設維持補修	△ 91,009	〔継続費補正〕 富田分署建替及び多機能型消防団等訓練施設整備事業							繰入金	△ 1,154,852	財政調整基金						△ 816,000
			補 正 前			補 正 後						公共施設等総合管理基金						△ 290,000
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額				減債基金						△ 600,000
			1,223,496	令和5年度	270,496	1,132,487	令和5年度	270,496	関西将棋会館建設支援基金						550,000			
	令和6年度	953,000	令和6年度	861,991	など													
その他	基金積立等	2,074,424	公共施設等総合管理基金						1,506,716	諸収入	14,295	ボートレース事業収入						220,281
			財政調整基金									エネルギーセンター電気売払収入						60,000
			森林環境譲与税基金									など						
			関西将棋会館建設支援基金															
	繰出金等	△ 226,272	国民健康保険特別会計						△ 156,722	市 債	1,516,600	児童福祉施設整備事業債						75,000
介護保険特別会計						道路整備事業債						88,600						
下水道等事業会計						学校等教育施設整備事業債						1,407,300						
自動車運送事業会計						など												
									●は国の補正予算（第1号）に係る事業									

種 別	事 業 名 等	補正額(千円)	主 要 内 容
国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	(歳入)		
	国庫支出金	5,678	社会保障・税番号制度システム整備費補助金
	府支出金	33,000	普通交付金の増
	繰入金	△ 156,722	一般会計繰入金の減
	(歳出)		
	保険給付費	33,000	一般被保険者療養費の増など
	保健事業費	△ 27,952	決算見込みによる委託料の減など
介 護 保 険 特 別 会 計	償還金	27,001	過年度分国庫負担金等の精算返還
	還付金	3,000	過年度分保険料過誤納還付金
	(歳入)		
	国庫支出金	16,209	} 給付費等の負担割合に応じた減など
	支払基金交付金	△ 185,241	
	府支出金	△ 176,347	
	繰入金	△ 120,487	一般会計繰入金の減
財 産 区 会 計	(歳出)		
	総務費	△ 37,727	介護認定事務事業費の減など
	保険給付費	△ 684,000	居宅介護サービス給付費の減など
	地域支援事業費	△ 7,290	地域自立生活支援事業費の減など
	基金積立金	263,653	介護保険給付費等準備基金積立金の増
財 産 区 会 計	(歳入)		
	不動産売却収入	17,999	財産区財産処分代金
財 産 区 会 計	(歳出)		
	繰出金	3,600	一般会計繰出金
下 水 道 等 事 業 会 計	収益的収入	166,788	流域下水道維持管理負担金精算返納金の増など
	収益的支出	△ 121,364	流域下水道管理費の減、業務費の減など
	資本的収入	△ 135,977	下水道事業債の減など
	資本的支出	△ 149,332	建設事業費の減、流域下水道建設負担金の減
自 動 車 運 送 事 業 会 計	収益的収入	△ 6,346	一般会計補助金の減
	資本的収入	10,952	一般会計補助金の増、国庫補助金の減
水 道 事 業 会 計	資本的収入	40,331	国庫補助金の増
	資本的支出	308,489	●重要給水施設管路の耐震化に係る工事費の増

●は国の補正予算（第1号）に係る事業

別表 繰越明許費補正

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	嶋上郡衙跡附寺跡整備事業	32,635 千円
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等給付金事業（重点支援地方交付金事業）	67,926 千円
		高齢者福祉施設整備等補助事業	39,600 千円
		グラウンド・ゴルフ場整備事業	23,308 千円
	2 児童福祉費	●認定こども園整備事業	177,136 千円
4 衛生費	1 保健衛生費	健康情報管理システム改修事業	1,540 千円
6 農林水産業費	1 農業費	排水機場更新事業	96,978 千円
8 土木費	2 道路橋梁費	●道路施設長寿命化事業	44,300 千円
10 教育費	2 小学校費	●小学校校舎改修事業	1,143,700 千円
		●小学校エレベーター設置事業	46,900 千円
		●小学校トイレ整備事業	514,800 千円
	3 中学校費	●中学校校舎改修事業	56,000 千円
		●中学校トイレ整備事業	279,200 千円

●は国の補正予算（第1号）に係る事業

令和 7 年 3 月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考
1 2	高槻市行政不服等審査会条例及び高槻市議会個人情報の保護に関する条例中一部改正について	「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）」により、次に掲げる 2 条例において引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の条項が移動したこと等に伴い、所要の規定整備を行う。 (1) 高槻市行政不服等審査会条例（第 1 条関係） (2) 高槻市議会個人情報の保護に関する条例（第 2 条関係）	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
1 3	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	「刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）」により、「懲役」及び「禁錮」の刑が廃止され、これらに代えて「拘禁刑」が創設されることに伴い、関係 1 5 条例において規定する「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改める規定整備を行う。	令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
1 4	一般職の職員の給与に関する条例等中一部改正について	人事院勧告（令和 6 年 8 月 8 日付け）等を勘案し、関係 6 条例について次のとおり改正を行う。 1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第 1 条関係） (1) 国家公務員に準じて、行政職給料表 6 等級以上の給料及び医療職給料表 3 等級以上の給料について、職務や職責をより重視したものとするため、初号給の引上げ等の見直しを行う。（別表第 1 及び別表第 2 関係） (2) 行政職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級が 1 等級及び 2 等級であるもの並びに医療職給料表の適用を受ける職員でその属する職務の等級が 1 等級であるものの昇給は、勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとする。（第 9 条関係） (3) 扶養手当の月額を次のとおり見直す。（第 1 3 条、第 1 4 条及び改正附則第 2 条第 3 項関係）	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

区 分		令和 8 年度以降	令和 7 年度	現 行
配偶者	部長代理級	廃 止	廃 止	3,500円
	課長級以下		3,000円	6,500円
子（1人当たり）		13,000円	11,500円	10,000円

- (4) 地域手当の支給割合を次のとおり段階的に引き下げる。（第14条の2及び改正附則第2条第4項関係）

令和 9 年度以降	令和 8 年度	令和 7 年度	現 行
100分の12	100分の13	100分の14	100分の15

- (5) 介護等の事情により一時的に転居して新幹線等による通勤を必要とする職員に対し、月額150,000円を上限として通勤手当を支給することとする。（第15条の2関係）
- (6) 平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時まで（現行：午前零時から午前5時まで）に拡大するとともに、特定任期付職員についても当該管理職員特別勤務手当の支給対象とする。（第20条の2関係）
- (7) 特定任期付職員業績手当を廃止し、特定任期付職員に勤勉手当を支給することとする。（第2条、第23条の3及び第25条の3関係）
- (8) 定年前再任用短時間勤務職員に住居手当及び寒冷地手当を支給することとする。（第25条の2関係）

- 2 高槻市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条関係）
公営企業職員の給与について、1と同様の改定を行うこととする。（第2条、第6条、第12条、第14条の3、第18条の5及び第18条の6関係）

- 3 高槻市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正（第3条関係）

- (1) 子の年齢に応じたより柔軟な働き方を実現するため、職員が請求した場合において時間外勤務をさせてはならない当該職員の子の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子（現行：3歳に満たない子）に拡大する。（第4条の3関係）
- (2) 任命権者は、仕事と介護の両立に資する制度又は措置について、当該制度等に係る周知等の措置を講じなければならないこととする。（第5条の11及び第5条の12関係）

		4 高槻市職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第4条関係） 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」により、本条例において引用する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（第20条関係） 5 高槻市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正（第5条関係） (1) 1(4)による地域手当の引下げに準じて、時間額制会計年度任用職員の報酬額のうち地域手当に相当する額を段階的に引き下げる。（附則第11項及び別表第3関係） (2) 長期間継続して任用される会計年度任用職員の処遇の改善を図るため、フルタイム会計年度任用職員給料表及び時間額制会計年度任用職員報酬表の最高の号給を10号給（現行：5号給）に引き上げる。（別表第1及び別表第3関係） 6 高槻市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正（第6条関係） 暫定再任用職員に住居手当及び寒冷地手当を支給することとする。（附則第12条及び第13条関係）	
15	高槻市職員の退職手当に関する条例中一部改正について	「雇用保険法等の一部を改正する法律（令和6年法律第26号）」による国家公務員退職手当法の一部改正に準じて、失業者の退職手当について次のとおり改正を行う。 (1) 就業促進手当の額に相当する金額の退職手当については、安定した職業に就いた者に限り支給することとする。（第10条関係） (2) 定数の減少等により退職した職員であって、雇用機会が不足している地域に居住する一定のものに対する地域延長給付について、令和9年3月31日（現行：令和7年3月31日）以前に退職した職員に支給することとする。（附則第13項関係）	令和7年4月1日から施行し、(1)は、同日以後に安定した職業に就いた者について適用する。
16	高槻市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例中一部改正について	非常勤消防団員の処遇改善を図るため、「消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第394号）」に基づき、消防団員退職報償金の勤務年数の区分に新たに「35年以上」の区分を設けるとともに、その額は「30年以上35年未満」の区分の額から一律10万円引き上げた額とする。（別表関係）	令和7年4月1日から施行し、同日以後に退職した非常勤消防団員について適用する。

17	高槻市道路移動等円滑化基準及び都市公園移動等円滑化基準を定める条例中一部改正について	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）」により、本条例において引用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。（第2条関係）	令和7年6月1日から施行する。
18	高槻市手数料条例及び高槻市建築基準法施行条例中一部改正について	「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）」の施行等に伴い、関係2条例について次のとおり改正を行う。 1 高槻市手数料条例の一部改正（第1条関係） (1) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築物の範囲について、全ての住宅・建築物（現行：床面積の合計が300㎡以上の非住宅建築物）に拡大されたことに伴い、拡大された対象の建築物に係る低炭素建築物新築等計画の認定、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料を定めるとともに、現行の対象建築物に係る当該手数料の額を見直す。（別表第11及び別表第13関係） (2) 住宅に係る低炭素建築物新築等計画の認定等について、新たに省エネ性能を評価するための方法が設けられたことに伴い、当該方法による評価をした建築物の認定等に係る手数料を定める。（別表第11及び別表第13関係） (3) 建築物エネルギー消費性能に適合している旨の認定制度の廃止に伴い、当該認定に係る手数料を削る。（別表第13関係） (4) 建築物等に関する確認及び検査に係る事務量の増加等に対応するため、当該確認及び当該検査と長期優良住宅建築物等計画、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を合わせて行う場合に係る手数料の額を引き上げる。（別表第4、別表第11及び別表第13関係） 2 高槻市建築基準法施行条例の一部改正（第2条関係） (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第221号）」により、劇場等の客席の車椅子使用者用スペースに係る基準が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令等に規定されることに伴い、本条例において重複する規定を削る。（第19条の5及び第19条の6関係）	令和7年4月1日から施行する。ただし、2(1)は、同年6月1日から施行する。

		(2) 建築物エネルギー消費性能基準への適合義務の対象となる特定建築物の範囲について、全ての住宅・建築物（現行：床面積の合計が300㎡以上の非住宅建築物）に拡大されたことに伴い、拡大された対象の建築物に係る確認及び計画に係る手数料を定める。（第39条関係） (3) 建築物等に関する確認及び検査に係る事務量の増加等に対応するため、当該確認及び当該検査に係る手数料の額を引き上げる。（第39条―第43条の2関係）							
19	高槻市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例中一部改正について	高槻市都市計画審議会の答申（令和7年1月29日付け）を踏まえ、北部大阪都市計画川添一丁目東地区地区計画の区域内の適正な都市機能と健全かつ良好な都市環境を確保するため、建築基準法（以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、当該区域内における建築物の用途等に関する制限を次のとおり定める。（別表第1及び別表第2関係） <table><tr><th>区 分</th><th>建築物の用途等に関する制限</th></tr><tr><td>用途の制限（建築してはならない建築物）</td><td> (1) 法別表第2（に）項第2号から第6号までに掲げる建築物（工場、ボーリング場等に類する運動施設、ホテル・旅館、自動車教習所等） (2) 法別表第2（ほ）項第2号又は第3号に掲げる建築物（マージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックス等） (3) 法別表第2（へ）項第6号に規定する用途（店舗及び飲食店を除く。）に供する一定の建築物（展示場、遊技場等） </td></tr><tr><td>高さの最高限度</td><td>建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下</td></tr></table>	区 分	建築物の用途等に関する制限	用途の制限（建築してはならない建築物）	(1) 法別表第2（に）項第2号から第6号までに掲げる建築物（工場、ボーリング場等に類する運動施設、ホテル・旅館、自動車教習所等） (2) 法別表第2（ほ）項第2号又は第3号に掲げる建築物（マージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックス等） (3) 法別表第2（へ）項第6号に規定する用途（店舗及び飲食店を除く。）に供する一定の建築物（展示場、遊技場等）	高さの最高限度	建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下	令和7年7月1日から施行する。
区 分	建築物の用途等に関する制限								
用途の制限（建築してはならない建築物）	(1) 法別表第2（に）項第2号から第6号までに掲げる建築物（工場、ボーリング場等に類する運動施設、ホテル・旅館、自動車教習所等） (2) 法別表第2（ほ）項第2号又は第3号に掲げる建築物（マージャン屋、ぱちんこ屋、カラオケボックス等） (3) 法別表第2（へ）項第6号に規定する用途（店舗及び飲食店を除く。）に供する一定の建築物（展示場、遊技場等）								
高さの最高限度	建築物の各部分の高さが当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えたもの以下								

2 0	高槻市立自転車駐車場条例及び道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例中一部改正について	「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和6年内閣府令第60号）」により、次に掲げる2条例において引用する道路交通法施行規則の条項が移動したため、所要の規定整備を行う。 (1) 高槻市立自転車駐車場条例（第1条関係） (2) 道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例（第2条関係）	令和7年4月1日から施行する。									
2 1	高槻市下水道条例中一部改正について	1 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会）」を踏まえ、排水設備等の指定工事店に係る責任技術者については、営業所ごとに選任する（現行：専属させる）こととする。（第7条の2、第7条の3及び第7条の9関係） 2 工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭については、悪臭防止法に基づく規制を受けることから、公共下水道に係る除害施設の設置基準から臭気に係る項目を削除するほか、所要の規定整備を行う。（第8条の2関係）	令和7年4月1日から施行する。									
2 2	高槻市国民健康保険条例中一部改正について	1 令和7年度の市町村標準保険料率に係る大阪府の通知を受け、保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を240,000円（現行：220,000円）に引き上げる。（第17条の5の6及び第20条の5関係） 2 「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）」により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する基準が改正されたことに伴い、保険料の軽減判定所得の算定において被保険者数及び特定同一世帯所属者数の合計数に乗じる金額を次のとおり引き上げる。（第20条の2関係） <table><tr><td>軽 減 世 帯</td><td>改 正 後</td><td>現 行</td></tr><tr><td>5割軽減の対象となる世帯</td><td>305,000円</td><td>295,000円</td></tr><tr><td>2割軽減の対象となる世帯</td><td>560,000円</td><td>545,000円</td></tr></table>	軽 減 世 帯	改 正 後	現 行	5割軽減の対象となる世帯	305,000円	295,000円	2割軽減の対象となる世帯	560,000円	545,000円	令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の保険料から適用する。
軽 減 世 帯	改 正 後	現 行										
5割軽減の対象となる世帯	305,000円	295,000円										
2割軽減の対象となる世帯	560,000円	545,000円										
2 3	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例中一部改正について	近年の物価高騰等を勘案し、学校保健安全法等に基づき認定こども園及び幼稚園における保健管理に関する専門業務に従事する認定こども園薬剤師及び幼稚園薬剤師の報酬年額を33,200円（現行：30,200円）に引き上げる。（別表第2及び別表第3関係）	令和7年4月1日から施行する。									

2 4	高槻市立幼保連携型認定こども園条例中一部改正について	1 就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するとともに、子どもの数が減少している地域における集団規模の適正化のため、高槻市立認定こども園配置計画に基づき、新たに幼保連携型認定こども園を次のとおり設置する。（別表関係） <table><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>定 員</th></tr><tr><td>高槻市立阿武野認定こども園</td><td>高槻市氷室町四丁目 1 6 番 1 号</td><td>1 0 5 人</td></tr><tr><td>高槻市立たかつき芥川認定こども園</td><td>高槻市真上町一丁目 2 番 6 号</td><td>1 2 0 人</td></tr></table> 2 高槻市立幼稚園条例を改正し、1 による幼保連携型認定こども園の設置に伴い、市立阿武野幼稚園、市立芥川幼稚園、市立郡家幼稚園及び市立土室幼稚園を廃止するとともに、令和 7 年度に在園児数が零となる見込みである市立玉川幼稚園を廃止する。（附則第 2 項関係）	名 称	位 置	定 員	高槻市立阿武野認定こども園	高槻市氷室町四丁目 1 6 番 1 号	1 0 5 人	高槻市立たかつき芥川認定こども園	高槻市真上町一丁目 2 番 6 号	1 2 0 人	令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、2 のうち市立玉川幼稚園に係る部分は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
名 称	位 置	定 員										
高槻市立阿武野認定こども園	高槻市氷室町四丁目 1 6 番 1 号	1 0 5 人										
高槻市立たかつき芥川認定こども園	高槻市真上町一丁目 2 番 6 号	1 2 0 人										
2 5	高槻市児童福祉法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例中一部改正について	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 7 号）」による児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業（保育所等において満 3 歳未満の乳幼児に遊び及び生活の場を提供するなどの事業）の設備及び運営に関する基準を次のとおり定める。 (1) 最低基準の向上（第 1 1 条関係） 市長は、社会福祉審議会の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができることとする。 (2) 暴力団の排除（第 1 2 条関係） 乳児等通園支援事業者は、暴力団又は暴力団員等であってはならないこととする。 (3) その他の基準（第 1 4 条関係） (1) 及び (2) のほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準については、内閣府令で定める基準の例によることとする。	令和 7 年 4 月 1 日から施行する。									

26

高槻市水道事業条例中一部改正について

1

将来にわたり安定した水道事業の経営を行うため、高槻市水道事業審議会の答申（令和6年5月21日付け）を踏まえ、給水料金等を次のとおり見直す。
(1) 給水料金の見直し
ア 給水料金における基本料金の割合を高める料金体系とするため、基本料金の月額を次のとおり引き上げる。（第2条関係）

区 分			令和10年度以降	令和8年度 令和9年度	現 行
一般用	メーターの口径	13mm・20mm・25mm	890円	790円	690円
		30mm	4,140円	3,890円	3,640円
		40mm	7,230円	6,930円	6,630円
		50mm	13,960円	13,610円	13,260円
		75mm	31,350円	30,950円	30,550円
		100mm	60,900円	60,350円	59,800円
		150mm	163,410円	162,760円	162,110円
		200mm	314,800円	314,050円	313,300円
公衆浴場用		—	8,739円	8,685円	8,631円
定額家事専用		1戸3人まで	2,641円	2,440円	2,239円

イ 従量料金における逡増度合を緩和するため、少量使用時を中心に従量料金の月額を次のとおり引き上げる。（第1条―第22条第1項関係）

区 分		改正後	現 行	
1㎥以上6㎥以下	1㎥につき	25円（140円）	10円（135円）	
7㎥以上10㎥以下		35円（140円）	25円（135円）	
11㎥以上20㎥以下		140円	135円	
21㎥以上30㎥以下		205円	195円	
31㎥以上50㎥以下		225円	215円	
51㎥以上300㎥以下		280円	270円	
301㎥以上1,000㎥以下		330円	320円	
1,001㎥以上		350円	340円	
定額家事専用		1人増すごとに	150円	127円

※ （ ）内は、メーターの口径が30mm以上のもの

令和7年10月1日から施行し、同日以後の使用に係る給水料金及び同日以後の申請に係る手数料について適用する。ただし、1(1)アは令和8年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る給水料金について適用し、2は令和7年4月1日から施行する。

		ウ ア及びイによる給水料金の引上げに準じて、臨時の用に供するものに係る給水料金を1 m³につき700円（現行：135円から670円までの範囲内において管理者が定める額）に引き上げる。（第1条―第22条第2項関係） (2) 手数料の引上げ等 事務の実態に応じた負担を求める観点から、次に掲げる手数料の額を見直す。 ア 給水装置の増設の工事を行う際の設計審査及び工事審査に係る手数料を1件につき5,000円（現行：1,500円）に引き上げる。（第1条―第30条第1項第2号及び第3号関係） イ 水道事業に係る事項に関する証明に係る手数料を1件につき300円とするとともに、所要の規定整備を行う。（第1条―第30条第1項第5号関係） 2 「生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第102号）」による水道法施行令の一部改正等により、条例を定めるに当たって参酌すべき基準が改められたため、改正後の当該基準を参酌し、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に下水道、道路又は河川等に関する実務経験を含めるとともに、学歴及び学科要件に機械工学科又は電気工学科等の課程を加える。（第1条―第3条の2及び第3条の3関係）	
27	高槻市附属機関設置条例中一部改正について	新たに安満遺跡公園以外の都市公園における店舗の設置者及び管理者の選定に関する必要事項について調査審議するため、高槻市安満遺跡公園内店舗運営事業者選定委員会の名称を「高槻市都市公園内店舗運営事業者選定委員会」に改めるとともに、委員の構成にその他市長が適当と認める者を加える。（別表及び附則第2項関係）	公布の日から施行する。

予 算 の 比 較 表 等

1. 各 会 計 対 前 年 度 比 較 表

(単位 : 千円)

会 計 別		令 和 7 年 度		令 和 6 年 度				比 較			
		当 初 予 算 額 構 成 比		当 初 予 算 額 構 成 比		現 計 予 算 額 構 成 比		当 初 比 較 増 減 率		現 計 比 較 増 減 率	
		(A)	(A) / (a)	(B)	(B) / (b)	(C)	(C) / (c)	(A) - (B) (D)	(D) / (B)	(A) - (C) (E)	(E) / (C)
一 般 会 計		149,463,564	% 57.5	140,410,987	% 55.8	147,737,869	% 56.7	9,052,577	% 6.4	1,725,695	% 1.2
特 別 会 計		110,697,735	42.5	111,285,181	44.2	112,774,759	43.3	△ 587,446	△ 0.5	△ 2,077,024	△ 1.8
特 別 会 計 の 内 訳	国民健康保険特別会計	33,416,508	12.8	35,502,094	14.1	35,756,433	13.7	△ 2,085,586	△ 5.9	△ 2,339,925	△ 6.5
	介護保険特別会計	37,628,280	14.5	36,007,347	14.3	36,751,643	14.1	1,620,933	4.5	876,637	2.4
	後期高齢者医療特別会計	8,171,826	3.1	7,903,183	3.1	8,169,752	3.1	268,643	3.4	2,074	0.0
	母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計	164,224	0.1	226,313	0.1	226,313	0.1	△ 62,089	△ 27.4	△ 62,089	△ 27.4
	財産区会計	4,484,976	1.7	4,538,801	1.8	4,621,925	1.8	△ 53,825	△ 1.2	△ 136,949	△ 3.0
	下水道等事業会計	13,518,648	5.2	13,761,792	5.5	13,775,323	5.3	△ 243,144	△ 1.8	△ 256,675	△ 1.9
	自動車運送事業会計	4,945,183	1.9	4,803,722	1.9	4,901,318	1.9	141,461	2.9	43,865	0.9
	水道事業会計	8,368,090	3.2	8,541,929	3.4	8,572,052	3.3	△ 173,839	△ 2.0	△ 203,962	△ 2.4
合 計		(a) 260,161,299	100.0	(b) 251,696,168	100.0	(c) 260,512,628	100.0	8,465,131	3.4	△ 351,329	△ 0.1

※ 端数処理については、表示単位未満で行っている。(以下同じ)

※ 令和6年度現計予算額は、令和6年12月議会議決後までの額である。(以下同じ)

2. 一般会計

(1) 歳入予算対前年度比較表

(単位：千円)

科 目	令和7年度		令和6年度				比 較			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	現計予算額	構成比	当初比較	増減率	現計比較	増減率
	(A)	(A)/(a)	(B)	(B)/(b)	(C)	(C)/(c)	(A)-(B) (D)	(D)/(B)	(A)-(C) (E)	(E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 市 税	54,311,086	36.3	50,789,286	36.2	50,789,286	34.4	3,521,800	6.9	3,521,800	6.9
2. 地 方 譲 与 税	632,000	0.4	655,813	0.5	655,813	0.4	△ 23,813	△ 3.6	△ 23,813	△ 3.6
3. 利 子 割 交 付 金	150,000	0.1	50,000	0.0	50,000	0.0	100,000	200.0	100,000	200.0
4. 配 当 割 交 付 金	306,000	0.2	306,000	0.2	306,000	0.2	0	0.0	0	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	200,000	0.1	200,000	0.1	200,000	0.1	0	0.0	0	0.0
6. 地 方 消 費 税 交 付 金	7,800,000	5.2	7,500,000	5.3	7,500,000	5.1	300,000	4.0	300,000	4.0
7. 法 人 事 業 税 交 付 金	882,000	0.6	710,000	0.5	710,000	0.5	172,000	24.2	172,000	24.2
8. ゴルフ場利用税交付金	43,400	0.0	45,000	0.0	45,000	0.0	△ 1,600	△ 3.6	△ 1,600	△ 3.6
9. 環 境 性 能 割 交 付 金	183,000	0.1	160,000	0.1	160,000	0.1	23,000	14.4	23,000	14.4
10. 地 方 特 例 交 付 金	319,000	0.2	1,852,200	1.3	1,921,155	1.3	△ 1,533,200	△ 82.8	△ 1,602,155	△ 83.4
11. 地 方 交 付 税	15,400,000	10.3	14,700,000	10.5	15,445,335	10.5	700,000	4.8	△ 45,335	△ 0.3
12. 交通安全対策特別交付金	32,000	0.0	34,000	0.0	34,000	0.0	△ 2,000	△ 5.9	△ 2,000	△ 5.9
13. 分 担 金 及 び 負 担 金	1,040,685	0.7	920,493	0.7	932,343	0.6	120,192	13.1	108,342	11.6
14. 使 用 料 及 び 手 数 料	2,261,968	1.5	2,326,164	1.7	2,326,164	1.6	△ 64,196	△ 2.8	△ 64,196	△ 2.8
15. 国 庫 支 出 金	35,824,510	24.0	33,453,579	23.8	35,888,270	24.3	2,370,931	7.1	△ 63,760	△ 0.2
16. 府 支 出 金	12,826,262	8.6	12,690,454	9.0	12,691,957	8.6	135,808	1.1	134,305	1.1
17. 財 産 収 入	255,879	0.2	230,376	0.2	871,566	0.6	25,503	11.1	△ 615,687	△ 70.6
18. 寄 附 金	800,002	0.5	862,361	0.6	862,361	0.6	△ 62,359	△ 7.2	△ 62,359	△ 7.2
19. 繰 入 金	6,566,504	4.4	5,122,413	3.6	5,334,660	3.6	1,444,091	28.2	1,231,844	23.1
20. 諸 収 入	3,725,468	2.5	3,272,748	2.3	4,475,368	3.0	452,720	13.8	△ 749,900	△ 16.8
21. 市 債	5,903,800	3.9	4,530,100	3.2	3,880,400	2.6	1,373,700	30.3	2,023,400	52.1
「繰越金」	0	0.0	0	0.0	2,658,191	1.8	0	0.0	△ 2,658,191	皆減
歳 入 合 計	(a) 149,463,564	100.0	(b) 140,410,987	100.0	(c) 147,737,869	100.0	9,052,577	6.4	1,725,695	1.2

(2) 歳出予算対前年度比較表

(単位：千円)

科 目	令和7年度		令和6年度				比 較			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	現計予算額	構成比	当初比較	増減率	現計比較	増減率
	(A)	(A)/(a)	(B)	(B)/(b)	(C)	(C)/(c)	(A)-(B) (D)	(D)/(B)	(A)-(C) (E)	(E)/(C)
		%		%		%		%		%
1. 議 会 費	657,442	0.4	663,199	0.5	666,435	0.5	△ 5,757	△ 0.9	△ 8,993	△ 1.3
2. 総 務 費	14,161,051	9.5	16,650,458	11.9	17,002,118	11.5	△ 2,489,407	△ 15.0	△ 2,841,067	△ 16.7
3. 民 生 費	83,050,384	55.6	73,735,468	52.5	76,437,263	51.7	9,314,916	12.6	6,613,121	8.7
4. 衛 生 費	12,813,996	8.6	11,195,631	8.0	12,091,920	8.2	1,618,365	14.5	722,076	6.0
5. 労 働 費	52,263	0.0	46,132	0.0	47,630	0.0	6,131	13.3	4,633	9.7
6. 農 林 水 産 業 費	803,665	0.5	949,254	0.7	977,236	0.7	△ 145,589	△ 15.3	△ 173,571	△ 17.8
7. 商 工 費	1,012,514	0.7	1,182,240	0.8	3,259,175	2.2	△ 169,726	△ 14.4	△ 2,246,661	△ 68.9
8. 土 木 費	11,630,273	7.8	11,040,444	7.9	11,187,417	7.6	589,829	5.3	442,856	4.0
9. 消 防 費	4,735,969	3.2	4,358,601	3.1	4,439,862	3.0	377,368	8.7	296,107	6.7
10. 教 育 費	13,806,895	9.2	11,565,564	8.2	11,377,202	7.7	2,241,331	19.4	2,429,693	21.4
11. 公 債 費	6,150,894	4.1	6,912,051	4.9	6,810,642	4.6	△ 761,157	△ 11.0	△ 659,748	△ 9.7
12. 諸 支 出 金	388,218	0.3	1,911,945	1.4	3,242,192	2.2	△ 1,523,727	△ 79.7	△ 2,853,974	△ 88.0
13. 予 備 費	200,000	0.1	200,000	0.1	198,777	0.1	0	0.0	1,223	0.6
歳 出 合 計	(a) 149,463,564	100.0	(b) 140,410,987	100.0	(c) 147,737,869	100.0	9,052,577	6.4	1,725,695	1.2

<引上げ分の地方消費税が充てられる社会保障経費>

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 4,700,000千円

【歳出】 （民生費）社会福祉費 13,075,178千円（うち一般財源 3,860,567千円）

（民生費）児童福祉費 27,184,706千円（うち一般財源 7,860,959千円）

（民生費）生活保護費 10,800,000千円（うち一般財源 2,716,510千円）

※各科目に計上した社会保障施策に要する経費（事務費及び人件費は除く）

<都市計画税の使途状況>

【歳入】 都市計画税 4,259,507千円

【歳出】 都市計画事業 4,312,381千円（うち一般財源等 2,876,981千円）

土地区画整理事業 141,057千円（うち一般財源等 67,645千円）

地方債償還 1,849,912千円（うち一般財源 1,849,912千円）

<事業所税の使途状況>

【歳入】 事業所税 1,166,119千円

【歳出】 徴税費 13,300千円（うち一般財源 12,400千円）

都市環境の整備 12,958,925千円（うち一般財源等 6,097,073千円）

<入湯税の使途状況>

【歳入】 入湯税 24,903千円

【歳出】 観光振興 117,925千円（うち一般財源 94,387千円）

(3) 歳出予算経費別分類対前年度比較表

(単位 : 千円)

科 目	令和7年度		令和6年度				比 較			
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	現計予算額	構成比	当 初 比 較	増 減 率	現 計 比 較	増 減 率
	(A)	(A)/(a)	(B)	(B)/(b)	(C)	(C)/(c)	(A)-(B) (D)	(D)/(B)	(A)-(C) (E)	(E)/(C)
1. 消費的経費	112,089,201	75.0	104,508,769	74.4	110,081,996	74.5	7,580,432	7.3	2,007,205	1.8
人件費	24,052,414	16.1	23,577,016	16.8	23,935,256	16.2	475,398	2.0	117,158	0.5
物件費	23,453,701	15.7	20,764,070	14.8	21,749,704	14.7	2,689,631	13.0	1,703,997	7.8
維持補修費	1,723,129	1.2	1,694,153	1.2	1,694,153	1.1	28,976	1.7	28,976	1.7
扶助費	52,326,921	35.0	46,192,906	32.9	46,186,536	31.3	6,134,015	13.3	6,140,385	13.3
補助費等	10,533,036	7.0	12,280,624	8.7	16,516,347	11.2	△ 1,747,588	△ 14.2	△ 5,983,311	△ 36.2
2. 投資的経費	14,822,514	9.9	11,435,772	8.1	11,314,601	7.7	3,386,742	29.6	3,507,913	31.0
3. 公債費	6,150,894	4.1	6,912,051	4.9	6,810,642	4.6	△ 761,157	△ 11.0	△ 659,748	△ 9.7
4. 投資及び出資金・貸付金	322,219	0.2	303,955	0.2	303,955	0.2	18,264	6.0	18,264	6.0
5. 繰出金	15,711,183	10.5	15,357,847	10.9	15,366,091	10.4	353,336	2.3	345,092	2.2
6. 積立金	167,553	0.1	1,692,593	1.2	3,661,807	2.5	△ 1,525,040	△ 90.1	△ 3,494,254	△ 95.4
7. 予備費	200,000	0.1	200,000	0.1	198,777	0.1	0	0.0	1,223	0.6
歳 出 合 計	(a) 149,463,564	100.0	(b) 140,410,987	100.0	(c) 147,737,869	100.0	9,052,577	6.4	1,725,695	1.2

別表 債務負担行為

一般会計

事 項	期 間	限 度 額
広報誌製作支援業務	令和 8 年度	3, 0 0 0 千円
タイトル戦運営業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1 5, 0 0 0 千円
納税通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4 3, 0 0 0 千円
市民プール他複合施設空調設備等最適化支援業務	令和 8 年度	7, 1 5 0 千円
市民プール他複合施設空調設備等改修事業	令和 7 年度から 令和 1 0 年度まで	8 7 2, 9 4 0 千円
(仮称) 地域共生ステーション整備運営事業	令和 7 年度から 令和 2 0 年度まで	6, 7 3 0, 0 0 0 千円に金利変動、物価変動及び税制度の変更による増減額を加算した額
こども計画策定業務	令和 8 年度	4, 6 7 5 千円
リサイクルごみ処理業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2 9 8, 0 0 0 千円
ごみ収集運搬業務（第三区・第四区）	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3 4 1, 0 0 0 千円
塵芥焼却炉基幹的整備工事	令和 8 年度から 令和 1 1 年度まで	1, 5 6 2, 2 2 0 千円
消防車両更新事業	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	9 3, 0 0 0 千円
外国語指導助手派遣業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4 9, 9 0 0 千円
中学校エレベーター設置実施設計業務	令和 8 年度	7, 1 0 0 千円
公共用地先行取得事業	令和 7 年度から、高槻市が 用地買収を完了するまで	高槻市土地開発公社が高槻市からの先行取得依頼に基づき、先行取得額 8 5 2, 7 7 3 千円を限度として、先行取得する用地取得費と事務費及び 利子に相当する額

土地開発公社資金融通債務保証	令和 7 年度	1, 0 0 0, 0 0 0 千円
協同組合等資金融通損失補償	令和 7 年度から 令和 1 7 年度まで	金融機関が協同組合等に対し貸付を行ったことにより損失を生じたとき、 契約の限度額を 3 0 0, 0 0 0 千円の範囲内とする損失補償

国民健康保険特別会計

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8 年度	3 6, 0 0 0 千円

介護保険特別会計

事 項	期 間	限 度 額
介護保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8 年度	3 0, 0 0 0 千円
介護認定訪問調査業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1 3, 3 7 2 千円

後期高齢者医療特別会計

事 項	期 間	限 度 額
後期高齢者医療保険料納入通知書等印刷及び封入封緘業務	令和 8 年度	1 8, 0 0 0 千円

下水道等事業会計

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設包括的管理業務	令和 8 年度から 令和 9 年度まで	2 7 8, 2 1 7 千円
津之江導水路改築工事	令和 8 年度	9 7, 0 0 0 千円

自動車運送事業会計

事 項	期 間	限 度 額
公営企業会計システム更新	令和 7年度から 令和 8年度まで	8, 9 3 2 千円